

保健 県民健康管理調査 「小児健康診査」

小児健康診査が受診できる医療機関が新たに加わりました。あらかじめ、電話予約のうえ、受診してください。
秋元医院

- 所在 田村市船引町船引字畑添 4
- 連絡先 ☎82-1514
- 問い合わせ

保健福祉部 保健課 ☎81-2271
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
☎024-549-5130

募集 公立小野町地方総合病院 平成 24 年度看護師・准看護師 養成奨学資金制度

● 対象者 看護師または准看護師免許取得後、直ちに当院に勤務する意志を有し、看護関係学校（大学、短大、養成所）に入学予定または在学中のかた

※資格取得後当院に勤務すれば、奨学資金の返済が免除されます。

- 募集期間 4月30日（月）
- 選考基準 申請書類による審査後、面接を行います。※5月中旬に貸与決定予定。

● 貸与期間 本年4月から貸与されるかたが在学する看護関係学校または養成所の正規の修学期間

● 貸与額 月額60,000円（本年4月に入学するかたには他に入学一時金30,000円を追加貸与）

● 貸与人員 2人（募集期間中に貸与人員枠に達しない場合は、貸与人員枠に達するまで、随時受付します。）

● 提出書類

- ①看護師等養成奨学資金貸与申請書
- ②看護関係学校の発行する入学証明書又は在学証明書
- ③最終学校又は在学する学校の成績証明書
- ④戸籍抄本
- ⑤健康診断書

● その他 申請の方法など詳しくは、3月下旬に県内の看護関係学校または養成所にお知らせするほか、当院ホームページでもお知らせします。



- 問い合わせ
公立小野町地方総合病院 事務部 総務課 ☎72-3181

森林 森林の所有者届出制度が 4月からスタートします

本年4月以降、森林の土地所有者となったかたは市町村長への事後届出が義務付けられます。

● 対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得したかた
※面積に関わらず、届出の対象になります。

● 届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に取得した土地のある市町村に届出をしてください。

- 申請・問い合わせ
産業部 農林課 ☎81-2511
県中農林事務所森林林業部
☎024-935-1367

募集 葉たばこ生産向上対策事業 補助金を交付します

葉たばこの病害対策などで、土壌消毒薬剤を購入されたかたを対象に補助金を交付します。

● 補助対象 立枯病対策に係る土壌消毒薬剤

● 交付要件 水田作付目標面積（転作）達成者

● 補助率 購入額の20%

● 申請期間 2月1日（水）～17日（金）

● 持参物
①薬剤購入の領収書（購入者名・領収月日・薬剤名・数量・金額が確認できるもの）

②申請人名義の振込先通帳

③印鑑

● その他 県たばこ耕作組合から購入されたかたは、耕作組合がまとめて申請しますので、手続の必要はありません。

● 申し込み・問い合わせ
産業部農林課 ☎81-2511
各行政局 産業建設課、出張所

防火 放火にご注意ください

● 家庭での放火防止対策
①家の周囲は常に整理し、燃えやすいものは見えないように保管する。

②新聞やチラシなどはこまめに取り込み、長期間留守にする場合は新聞配達を止める。

③物置などは施錠し、照明器具を設置して暗がりなくす。

● 地域における放火防止対策

①ごみ出しのルールを徹底する。
②地域内のコミュニケーションを図り、住民の連携を深め、不審者に対して、地域が一体となり警戒心を高める。

③消防訓練や講習会などを実施し、地域の防災力を向上させる。

● 事業所等における放火防止対策
①死角となりやすい箇所の監視体制や巡回を強化する。

②死角となる場所（トイレ、バックヤード、階段など）の燃えやすいものや不要なものを片付ける。

③消防訓練などを通して、防火管理体制や災害時の行動を確認する。

- 問い合わせ
郡山消防本部予防課
☎024-923-1878

国土 2月7日は 「北方領土の日」です

択捉島、国後島、色丹島および歯舞群島から成る北方四島は、かけがえない我が国固有の領土です。

北方四島の一日も早い返還を実現するためにも、私たち一人一人がこの問題への理解を深め、返還に向けた確かな意思を共有することが重要です。

● 問い合わせ
北方領土返還要求運動福島県民会議事務局 ☎024-521-7013

生活 福島地方法務局郡山支局 が移転します

福島地方法務局郡山支局は4月16日から下記所在地へ移転します。

- 移転先 郡山市希望ヶ丘31-26
- 問い合わせ
福島地方法務局総務課
☎024-534-1111

生活 自動車の登録・検査の 手続きはお早めに

毎年3月は自動車の登録・検査の申請が集中し、窓口や車検場が混雑します。名義変更や住所変更、廃車、車検などを予定されているかたはできるだけ早めの申請をお願いします。

● 問い合わせ
東北運輸局福島運輸支局
登録について ☎050-5540-2015
検査について ☎024-546-0342

被災した家屋などの解体撤去を行います

- 対象住宅（次の要件をすべて満たすかた）
 - ・東日本大震災で被災した家屋などである。
 - ・被災の程度が、リ災証明書で全壊、大規模半壊、半壊のいずれかに該当し、危険防止などのために解体が必要とされたもの。
 - ・すでに取り壊している場合は施工業者に解体撤去を依頼し解体したもの。 ※自ら解体したものは、対象外です。
 - ・建物登記があるもの、または固定資産課税台帳に登録があるもの。
- 対象者
 - ・市内にある損壊家屋の所有者であること（中小企業者を含む）
- 申請期間 1月10日（火）～3月9日（金）※今回の申請は、3月30日（金）までに解体撤去が完了するものが対象です。平成24年度分は、4月から申請の受付を開始する予定です。
- 申し込み・問い合わせ 市民部 生活環境課 ☎81-2272、各行政局 市民課

解体撤去事業に係る Q & A

- Q1. 被災家屋等の解体撤去費用は、全額を負担してもらえるの？
A. 対象は、家屋などの地上部分（基礎を含む）の解体撤去で、市の標準工事単価で算定した金額と契約業者が積算した見積額を比較して、いずれか低い方の額をお支払いします。浄化槽などの地下工作物や、地下に埋設された配管設備などの撤去は、自己負担になります。
- Q2. 倉庫・作業所（非住家）は対象になるの？
A. 倉庫・作業所のリ災証明が発行され、要件を満たせば対象になります。
- Q3. 被災家屋と併せて敷地内にあるブロック塀は対象になるの？
A. ブロック塀は対象にはなりません。
- Q4. 被災家屋などの一部だけを撤去してもらうことはできるの？
A. 一部のみの撤去は対象にはなりません。被災家屋などの地上部分（基礎を含む）すべての撤去工事が要件になります。
- Q5. 家屋などに問題はないが、擁壁が倒壊する恐れがあるので解体撤去してもらえるの？
A. 擁壁は家屋などではないため、対象にはなりません。
- Q6. 建物の名義が相続されていません。
A. 未相続の場合、解体工事に対する関係権利者の同意が必要です。相続関係を確認する書類または同意書を提出してください。
- Q7. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度（52万円）を利用したか対象になるの？
A. 応急修理制度（52万円）を利用した家屋などは、対象にはなりません。
- Q8. リ災証明で「一部損壊」の判定を受けました。これから解体予定だが対象になるの？
A. この事業の対象にはなりません。

市職員人事異動

- 1月1日付
◇市民部市民課長（大越行政局市民課長） 蒲生信吉◇同税務課長兼課税係長（主幹兼税務課長補佐兼課税係長） 菅野清◇同税務課主査（市長公室主査） 郡司和弥◇同生活環境課主査（税務課主査） 渡邊誠◇大越行政局長・大越行政局市民課長事務取扱（大越行政局長） 渡部芳定◇移中学校用務員（岩井沢小学校用務員） 今泉徳子
- 平成23年12月31日付退職
◇田村英雄（市民部市民課長）
◇板谷美奈（建設部下水道課主事）

田村市農業委員会委員一般選挙

震災の影響で、執行を延期していた「田村市農業委員会一般選挙」を下記の日程で行います。

- 投票日…2月19日（日） ● 告示日…2月12日（日）
- 立候補届出事前審査…2月7日（火）午前9時～午後4時
- 立候補届出受付…2月12日（日）午前8時30分～午後5時
※会場はいずれも 船引公民館2階ホール です。

期日前投票について

立候補届出の結果、定数を上回る数の立候補届出があった選挙区については期日前投票を実施します。

- 期間…2月13日（月）～18日（土）午前8時30分～午後8時
※船引地区出張所は、2月16日（木）～18日（土）午前8時30分～午後5時
- 問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎81-2111